

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【公表番号】特表2012-508198(P2012-508198A)

【公表日】平成24年4月5日(2012.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2012-014

【出願番号】特願2011-535019(P2011-535019)

【国際特許分類】

C 07 F	9/30	(2006.01)
C 07 F	9/34	(2006.01)
C 08 L	101/00	(2006.01)
C 08 K	3/00	(2006.01)
C 08 K	5/00	(2006.01)
C 08 K	5/5313	(2006.01)
C 07 B	61/00	(2006.01)

【F I】

C 07 F	9/30	
C 07 F	9/34	
C 08 L	101/00	
C 08 K	3/00	
C 08 K	5/00	
C 08 K	5/5313	
C 07 B	61/00	3 0 0

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年4月11日(2014.4.11)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0030

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0030】

好ましくは、触媒Bは、過酸化水素、過酸化ナトリウム、過酸化リチウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、過硫酸アンモニウム、パーオキソ二硫酸ナトリウム、パーオキソホウ酸カリウム、過酢酸、過酸化ベンゾイル、過酸化ジ-t-ブチル及び/またはパーオキソ二硫酸、及び/またはアゾジイソブチロニトリル、2,2'-アゾビス(2-アミジノプロパン)ジヒドロクロライド及び/または2,2'-アゾビス(N,N'-ジメチレン-イソブチルアミジン)ジヒドロクロライド、及び/またはリチウム、水素化リチウム、水素化アルミニウムリチウム、メチルリチウム、ブチルリチウム、t-ブチルリチウム、リチウムジイソプロピルアミド、ナトリウム、水素化ナトリウム、水素化ホウ素ナトリウム、ナトリウムメタノレート、ナトリウムエタノレートまたはナトリウムブチレート、カリウムメタノレート、カリウムエタノレートまたはカリウムブチレートである。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0118

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0118】

また、金属、金属水素化物及び金属アルコレート、例えばリチウム、水素化リチウム、

水素化アルミニウムリチウム、メチルリチウム、ブチルリチウム、*t* *e* *r* *t*. - ブチルリチウム、リチウムジイソプロピルアミド、ナトリウム、水素化ナトリウム、水素化ホウ素ナトリウム、ナトリウムメタノレート、ナトリウムエタノレートまたはナトリウムブチレート、カリウムメタノレート、カリウムエタノレートまたはカリウムブチレートも好ましい触媒Bである。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0204

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0204】

例8

温度計、還流冷却器、強力攪拌機及び滴下漏斗を備えた1Lの五つ首フラスコ中に、447g(3モル)のエチル亜ホスホン酸ブチルエステル(例8に記載のように製造したもの)及び385g(3モル)のアクリル酸ブチルエステルを仕込んだ。攪拌下に、15m1のナトリウムブチレート(ブタノール中30%濃度)を、最大120の反応温度が調節されるような速度で滴下する。こうして得られた粗製生成物を真空下に蒸留する。収量:無色の液体としての745g(理論値の90%)の3-(エチルブトキシホスフィニル)プロピオン酸ブチルエステル。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0214

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0214】

例18

177g(1モル)の3-(エチルヒドロキシホスフィニル)-2-メチルプロピオン酸メチルエステル(例6に記載のように製造したもの)及び140gのチタンテトラブチレートを、500mLのトルエン中で、還流下に40時間加熱する。この際生ずるブタノールを、トルエンの一部と一緒に時々留去する。次いで、生じた溶液から溶剤を除去する。196gの3-(エチルヒドロキシホスフィニル)-2-メチルプロピオン酸メチルエステルチタン塩が得られる。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0215

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0215】

例19

442g(2モル)の3-(エチルブトキシホスフィニル)プロピオン酸(例11のように製造したもの)及び340g(1モル)のチタンテトラブチレートを、4時間、対応するブタノールの還流下に130~140に加熱する。次いで、生じた溶液を2.5Lの水中に投入し、そして沸騰するまで加熱する。次いで、生じた反応混合物から溶剤を除去して3-(エチルブトキシホスフィニル)プロピオン酸チタニル塩を単離する。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項9】

触媒 B が、過酸化水素、過酸化ナトリウム、過酸化リチウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、過硫酸アンモニウム、パーオキソニ硫酸ナトリウム、パーオキソホウ酸カリウム、過酢酸、過酸化ベンゾイル、過酸化ジ - t - ブチル及び / またはパーオキソニ硫酸であるか、及び / またはアゾジイソブチロニトリル、2 , 2 ' - アゾビス ( 2 - アミジノプロパン ) - ジヒドロクロライド及び / または 2 , 2 ' - アゾビス ( N , N ' - ジメチレン - イソブチルアミジン ) - ジヒドロクロライドであるか、及び / またはリチウム、水素化リチウム、水素化アルミニウムリチウム、メチルリチウム、ブチルリチウム、t - ブチルリチウム、リチウムジイソプロピルアミド、ナトリウム、水素化ナトリウム、水素化ホウ素ナトリウム、ナトリウムメタノレート、ナトリウムエタノレートまたはナトリウムブチレート、カリウムメタノレート、カリウムエタノレート及び / またはカリウムブチレートであることを特徴とする、請求項 1 ~ 8 の一つまたはそれ以上のこと。